

20020973AB

14年度

**厚生労働科学研究費補助金
食品・化学物質安全総合研究事業**

**食品表示が与える社会的影響とその対策
および国際表示に関する研究**

研究報告書

主任研究者 丸井英二

(順天堂大学医学部公衆衛生学教室)

目次

I. 平成13～14年度 総合研究報告書

- 「食品表示が与える社会的影響とその対策および国際比較に関する研究」 …… 1
主任研究者 丸井英二

II. 平成14年度 総括・分担研究報告書

1. 「食品表示が与える社会的影響とその対策および国際比較に関する研究」 …… 7
資料：食品表示研究班アレルギー表示検討会 最終報告書
丸井英二、穂山 浩、今村知明、太田裕見、堀口逸子
2. 「食品衛生から捉えたアレルギー表示に関する課題
(1) デルファイ法による質的把握」 …… 15
丸井英二、堀口逸子
3. 「食品衛生から捉えたアレルギー表示に関する課題
(2) 保健所からの視点」 …… 22
丸井英二、堀口逸子
4. 「食品衛生から捉えたアレルギー表示に関する課題
(3) 監視員からの視点」 …… 25
丸井英二、堀口逸子
5. 「食におけるリスクマネジメントの現状—食品表示を中心として—」 …… 40
丸井英二、堀口逸子
6. 「食品製造業者の食物アレルギーとその表示に対する理解度と
食品衛生教育プログラムの評価」 …… 51
堀口逸子

7.	「非営利組織を通しての米国アレルギー表示に関わる状況把握」 67
	堀口逸子、今村知明	
8.	「食物アレルギー表示に伴う特定原材料の検出法検討会」 89
	穂山 浩	
9.	資料：加工食品に含まれるアレルギー物質の表示パンフレット（患者向け）	.. 95
	アレルギー物質を含む加工食品の表示ハンドブック（業者向け） 105
III.	研究者一覧 139

Ⅱ. 総括・分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）
総括研究報告書

「食品表示が与える社会的影響とその対策及び国際比較に関する研究」

主任研究者 丸井 英二 順天堂大学医学部公衆衛生学教室 教授
分担研究者 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部第三室 室長
分担研究者 今村 知明 東京大学附属病院企画情報運営部 講師
分担研究者 太田 裕見 食品産業センター企画調査部 部長
分担研究者 堀口 逸子 順天堂大学医学部公衆衛生学教室 助手

研究要旨

アレルギー表示に関する諸問題解決を目的として、平成13年度より設置した「アレルギー表示検討会」を継続開催し、検討会参加者からの問題提起により議論を行った。検討会は4回開催され、「特定原材料検知法における意図せざる混入の取り扱い」および「たんぱく加水分解物の抗原性」の2つの課題について議論された。議論された内容を検討会報告書としてまとめた。アレルギー表示に関する問題点は残っており、また新たな問題点がでてくることも十分考えられる。課題解決のための検討の場を維持していくことの重要性が示唆された。

A. 研究目的

平成13年度より設置した「アレルギー表示検討会」において、依然として未解決である課題を明確にするとともに、その解決策について議論し広く提案することを目的とした。

B. 研究方法

課題の抽出では、「アレルギー表示検討会」のメンバーである製造業者、販売業者、消費者、食物アレルギー患者、医療従事者、学識経験者からの問題提起とした。また課題解決策または、課題解決のための方策の提案では、暫時、検討上必要と判断された研究開発者などに発言権を与え参加してもらうとともに、資料などを元にした議論をする方法をとった。

C. 研究結果

検討会は1回約2時間程度で、4回開催された。

問題提起は「特定原材料検知法における意図せざる混入の取り扱い」および「たんぱく加水分解物の抗原性」であった。

「特定原材料検知法における意図せざる混入の取り扱い」では、その議論のなかにおいてさらに1)「原材料」の定義の未確定、2)意図せざる混入の発生の多様性、3)危害回避のための製造業者側の安易な表示、の問題が明らかとなった。今回の課題は、検知法の通知において、ある製品から製造過程において必ず混入する特定原材料（例えば揚げ油のなかの特定原材料）であっても、意図せず混入した特定原材料であれば

記載不要としている。慎重に検討を重ねた結果、厚生労働省から出されたQ & AのB-6の考え方から、表示する必要があるとの結論に至った。

「たんぱく加水分解物の抗原性」では、その製造工程に違いがあり、それによりアミノ酸の分解程度が異なることから抗原性の違いがあると推察される旨の報告があった。抗原性が認められないものについては

D. 考察及び結論

アレルギー表示が制度化されるに伴い、想像できなかった種々の課題が出、それらをひとつひとつ議論することはとても重要であるが、時間がかかる。また「検討会」の存在により、種々の課題を関係者で共有でき、課題解決の議論が可能であった。検討の場が存続することの重要性が示唆された。今後、検討の場をどのように維持していくのか、今後の課題として考えられた。

E. 健康危険情報

なし。

F. 研究発表

なし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

H. 研究協力者

浅野貞男（日本食品添加物協会）、伊藤友子（日本フランチャイズチェーン協会）、海老澤元宏（国立相模原病院）、太田裕見（食品産業センター）、川村洋（日本香料工業会）、神田敏子（全国消費者団体連絡会）、島上紀子（世田谷アレルギーの子と家族の会）、武

表示の必要がないのではないかと指摘であった。抗原性は、タンパク質の「分子量」で議論されたが、これまで表示の必要性は「数 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベルまたは数 $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベル以上」（平成13年度中間報告書）とタンパク質の濃度などを単位としていた。そのため、分子量と濃度などとの関連性を科学的に明らかにすることとした。

内澄子（食物アレルギーの子を持つ親の会）、丹敬二（日本生活協同組合連合会）、渡辺幸彦（日本べんとう工業協会）、森松文毅（日本ハム（株）中央研究所）、高畑能久（日本ハム（株）中央研究所）、本庄勉（株）森永生科学研究所）、村田義文（協和発酵株式会社）、石原好弘（マルハ株式会社）

平成14年度厚生科学研究補助金 生活安全総合研究事業

食品表示研究班アレルギー表示検討会

最終報告書

平成14年3月31日

食品表示が与える社会的影響とその対策
及び国際比較に関する研究

主任研究者 丸井 英二

平成 14 年度アレルギー表示検討会最終報告書概要

1 はじめに

平成 13 年度から発足した「食品表示が与える社会的影響とその対策および国際比較に関する研究班」（以下「研究班」という）の中の「アレルギー表示検討会」において、表示の義務化によって生じる諸問題について検討を重ね、その内容について平成 14 年 3 月までに中間報告及び最終報告を行った。平成 14 年度においては 13 年度に整理できなかった問題等について検討をした結果を報告する。

2 検討会の有用性について

この検討会は、患者、事業者、医療関係者及び学術関係者が一堂に会することにより、それぞれの立場をお互いに理解し、現状における問題点の解決の場として、平成 14 年度においても開催することとなった。そして、発生する諸問題に関して解決の方向性を見出す場として活用することができた。このような関係者によるリスクコミュニケーションの場を設定することが研究においては重要であり、その成果は十分にあった。

3 特定原材料検出法における意図せざる混入の取り扱いについて

平成 14 年 11 月アレルギー物質を含む食品の検査方法として、この研究班の特定原材料検出法検討会で検討されてきた特定原材料（5 品目）の検出法に関する通知が出された。

意図せざる混入については昨年度から議論がなされ、その内容については昨年度の中間報告において報告を行っていたが、未だ原材料の定義を確定していない。通知において、意図せざる混入の表示の取り扱いについて混乱が生じたために、再度特定原材料検出法検討会で議論され、その結果を踏まえてアレルギー表示検討会において検討された。

アレルギー表示に関する行政措置の判断については、検知法でのスクリーニング結果と製造記録にて判断を行う。この中で、ある製品から製造過程において必ず混入する特定原材料（例えば揚げ油のなかの特定原材料）であっても、意図せず混入した特定原材料であれば記載不要としているが、両検討会において慎重に検討した結果、意図せざる混入においても当該検知法で $10\mu/g$ 以上の蛋白質の残留が認められる場合には表示する必要があるとの結論に至った。

この議論の中で、意図せざる混入が否定できない食品に対して、製造業者が安易に表示しないようあわせて指導する必要がある旨の指摘があった。

4 たんぱく加水分解物について

たんぱく加水分解物は、アミノ酸を主体とする天然系調味料であり、70%以上の加工食品に利用されている。たんぱく加水分解物の製造には酸分解法と酵素分解法とがあり、酸分解法は濃塩酸で分解している。その結果、抗原性（アレルゲン性）のないアミノ酸に分解され、たんぱく質としての抗原性（アレルゲン性）が完全に除去され

ているのではないかと指摘があった。これまでアレルギー反応を誘発する抗原性については、昨年度の中間報告において抗原（特定タンパク量）量として、 $\mu\text{g}/\text{ml}$ 濃度レベルまたは $\mu\text{g}/\text{g}$ 含有レベルの単位によって判断することとし、分子量についての検討は行っていなかった。

一方、臨床においては、分子量が平均 300 レベルの治療用ミルクのアミノ酸乳において食物アレルギーを発症した患者がいるとの報告があった。この中で、平均 300 程度の分子量のペプチドが症状を引き起こしているのか、この治療用ミルク中に残留すると考えられる分子量 1000 程度の微量なペプチドが症状を引き起こしているかについて議論があったが、科学的根拠が希薄であることから結論に至らなかった。

そこで、食物アレルギー患者からの強い要望もあり、科学的な根拠に基づいて抗原性をもたない分子量についての検討をするためには、分子量に関する実証をすすめていくことが必要と考えられた。最終的にはこの実験の結果を受け、たんぱく加水分解物については、「卵」「牛乳」「小麦」については、一定の分子量以上のたんぱく質が $10\mu\text{g}/\text{ml}$ 以上含まれているものを表示義務とするべく、制度の制定と検知法の開発を行うことが望ましいとの結論に至った。この一定の分子量については、「卵」「牛乳」「小麦」の蛋白の分子量分布を分子量 500 以上) の主要分画について、アレルギー症状の誘発の可能性の確認実験を行って定めることが望ましく、その結果を待つこととした。

アレルギー表示検討会

1 はじめに

近年、アレルギーをはじめとした過敏症を起こす物質を含む食品に起因する健康危害を防止する為に、表示による情報提供の要望が高まってきた。平成13年4月の食品衛生法及びJAS法の改正に伴い、原材料表示及びアレルギー物質の表示が義務付けられ、特定原材料5品目は、全ての流通段階で表示が義務付けられ、その他の特定原材料に準じる物についても表示が推奨されるようになった。

そこで実際に表示を義務化する事により生じる諸問題について、昨年度から発足した「食品表示が与える社会的影響とその対策及び国際比較に関する研究班」（以下「研究班」という）の中において「アレルギー表示検討会」を設置し、検討を重ね報告を行った。今年度における検討内容について報告する。

2 研究班と検討会について

1) アレルギー表示検討会の設置目的（参考資料1参照）

2) 検討会の開催

第1回	平成14年8月	5日（月）	午後6時30分から
第2回	平成15年1月	15日（水）	午後6時30分から
第3回		2月 3日（月）	午後6時30分から
第4回		3月 5日（水）	午後6時30分から

【議題と検討内容】

第1回 検討会 議題

日時：2002年8月5日 PM6時30分～

場所：順天堂大学医学部8号館6階621号室

1. あいさつ

(1) 委員長挨拶：丸井教授

(2) 厚生労働省担当官挨拶：伊東課長補佐

2. 委員紹介及び事務局紹介（資料1）

3. 平成14年度研究及び検討会に関する説明：堀口（資料2）

4. 検知法に関する報告及び意見交換（資料3）

1) 国立医薬品食品衛生研究所 穂山 浩先生

2) (株) 森永生科学研究所 本庄 勉先生

3) 日本ハム(株) 中央研究所 森松文毅先生、高畑能久先生

5. 業者向けパンフレットに関する意見交換（資料4）

6. その他

第2回 検討会 議題

日時：2003年1月15日 PM6時30分～
場所：順天堂大学医学部8号館6階621号室

1. あいさつ
 - (1) 委員長挨拶：丸井
2. たんぱく加水分解物について（資料1, 2, 3）
 - 1) 協和発酵 村田
 - 2) 丹委員（代理松本）より
3. 製造販売業者向けパンフレットについて（資料4）
4. アメリカ患者団体（NPO）代表の来日について（資料5）
5. 今後のスケジュール
6. その他

第3回 検討会 議題

日時：2003年2月3日 PM6時30分～
場所：順天堂大学医学部8号館6階621号室

1. あいさつ
2. たんぱく加水分解物について（資料1, 2）
 - 1) 丹委員より
 - 2) 武内委員より
 - 3) 国立医薬品食品衛生研究所 穂山 浩先生より
3. 特定原材料検出法検討会からの報告（資料3）
4. パンフレットについて
5. アメリカ患者団体（NPO）代表の来日について
6. その他

第4回 検討会 議題

日時：2003年3月5日 PM6時30分～
場所：順天堂大学医学部8号館6階642号室

1. あいさつ
2. パンフレット類について（資料1, 2）
3. アメリカ患者団体（NPO）代表来日報告
4. たんぱく加水分解物に関する実験計画について（資料3）
5. 検討会最終報告書について（資料4）
6. 研究総括
7. その他

(別紙1)

厚生科学研究補助金生活安全総合研究事業
平成14年度食品表示研究班アレルギー表示検討会委員

- 浅野 貞男 (日本食品添加物協会)
伊藤 友子 (日本フランチャイズチェーン協会)
今村 知明 (東大病院)
海老澤元宏 (国立相模原病院)
太田 裕見 (食品産業センター)
川村 洋 (日本香料工業会)
神田 敏子 (全国消費者団体連絡会)
島上 紀子 (世田谷アレルギーの子と家族の会)
武内 澄子 (食物アレルギーの子を持つ親の会)
丹 敬二 (日本生活協同組合連合会)
◎ 丸井 英二 (食品表示研究班主任研究者、順天堂大学医学部)
渡辺 幸彦 (日本べんとう工業協会)

(五十音順)

◎は座長

※検知法研究班より出席者

- 穂山 浩 (国立医薬品食品衛生研究所)
森松文毅 (日本ハム(株)中央研究所)
高畑能久 (同上)
本庄 勉 ((株)森永生科学研究所)

厚生労働科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）
分担研究報告書

食品衛生から捉えたアレルギー表示に関する課題（１）デルファイ法による質的把握

分担研究者 堀口 逸子 順天堂大学医学部公衆衛生学教室 助手
主任研究者 丸井 英二 順天堂大学医学部公衆衛生学教室 教授

研究要旨

食品衛生監視員を対象として、彼らが営業者教育、消費者への情報提供、製造所や販売店での監視等を実施する際に問題となると思われる点を質的に把握することを目的としてデルファイ法による調査を実施した。結果として、抽出された課題は34項目（138点から1点）までであった。上位3項目は1）原材料と製造過程に関して全てを理解していないと表示の正確性を判断できない、2）日替わり弁当や詰め合わせ商品の表示に関する指導が難しい、3）製造記録等の確認が必要となるなど、であった。上位10項目までには、管轄外の法律に対しての情報不足、それに対し監視の場合には立ち入る必要性がある困難性についても指摘されていた。またガイドラインや資料などの不足とそれらから発生する困難性も指摘された。これらの項目についてどの程度割合として多く考えられているかを明確にし、対処すべきことを明らかにする必要がある。

A 研究目的

アレルギー表示が社会に広く理解され、また遵守されるためには、地域において業務を遂行している食品衛生監視員からの営業者教育や消費者への情報提供、そして監視業務がスムーズに実施されることが重要である。そこで、食品衛生監視員が営業者教育、消費者への情報提供、製造所や販売店での監視等を実施する際に問題となると思われる点を質的に明らかにすることを目的として本調査を実施した。

B 研究方法

質的調査法としてデルファイ法を利用した。デルファイ法は3回にわたる質問紙調査で、抽出された項目について優先順位が決定されるものである。

対象者は、厚生労働省や保健所に勤務する食品衛生担当者からの推薦により選出した食品衛生業務に携わる都道府県および政令指定都市の職員30人である。選出者には調査目的を説明し、

調査対象者となる了解を得た上で実施した。調査期間は平成14年12月から2月にかけてである。

第1回調査では「営業者教育、消費者への情報提供、製造所や販売店での監視等を実施する際に問題となると思われる点」を7項目、理由とともに自由記載してもらった。次いで記載された各項目についてカード化し、アレルギー表示に精通する2名によって読み込み、類似するカードを集約し表題をつけ、課題を抽出した。第2回調査では、課題として抽出された項目を提示し、優先度の高いものから7つ選定してもらった。選定された項目は優先度が高い順に、第1位を7点、第2位6点、第3位を5点と第7位1点まで順次得点化し、それぞれの項目ごとに得点を計算した。第3回調査では、高得点の順に項目を並べ替えた第2回調査結果を見て、再度7項目の優先順位づけをしてもらい、同様に得点化し最終結果とした。

C 研究結果

回収率は第1回調査96.7%、第2回調査90.0%、第3回調査93.3%であった。

最終的に抽出され得点を獲得した課題は34項目で、138点から1点までであった(表1)。優先順位が高い順に、1) 原材料と製造過程に関して全てを理解していないと表示の正確性を判断できない(138点) 2) 日替わり弁当や詰め合わせ商品の表示に関する指導が難しい(85点) 3) 製造記録等の確認が必要となるなど、監視に要する時間が長くなる(78点) 4) 微量混入に対してその場で迅速に検査ができないため指導が難しい(64点) 5) 表示のルールが難しい(45点)であった。上位10項目までには、管轄外の法律に対しての情報不足、それに対し監視の場合には立ち入る必要性がある困難性についても指摘されていた。またガイドラインや資料などの不足とそれらから発生する困難性も指摘された。

D 考察および結論

食品製造販売業者は地域に多く存在している。アレルギー表示がその末端まで普及し理解されるために、食品衛生監視員は重要な位置づけにあると考えている。そのため、食品衛生監視員がア

レルギー表示に関してどのような困難性を認識しているのか、対応すべき困難性を明確にすることが重要である。今回の調査では、ソーシャルマーケティングの一方法であり、また質的調査法のひとつであるデルファイ法によって、困難性を質的に把握した。項目数が44項目と多く、アレルギー表示に関して課題が集約されてはならず、多岐にわたり対処する必要があることが示唆された。課題のなかには、監視員の能力の問題だけで解決できないものも少なくなかった。今後、各課題について割合としてどのくらい全国の監視員に考えられているのか量的に明確にし、対処すべき項目を明らかにする必要がある。

E. 健康危険情報

なし。

F. 研究発表

なし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし。

H. 研究協力者

なし。

表1 結果

順位	得点	項目
1	138	原材料と製造過程に関して全てを理解していないと表示の正確性を判断できない
2	85	日替わり弁当や詰め合わせ商品の表示に関する指導が難しい
3	78	製造記録等の確認が必要となると、監視に要する時間が長くなる
4	64	微量混入に対してその場で迅速に検査ができないため指導が難しい
5	45	表示のルールが難しい(表示の順番、代替表記、省略表記、など)
6	36	健康被害の苦情の場合、食品やアレルギーによるものかの確認が困難
	36	コンタミ防止の指導が、洗浄方法などのガイドラインがないため難しい
8	35	食品衛生法以外の管轄外の法律に関する情報が不足している(知識がない)
9	31	製造記録などを見てもキャリーオーバーの確認が難しい
10	27	監視には、管轄外の法律の領域まで立ち入る必要が生じている
11	22	小規模製造業者への指導が難しい
12	18	「特定原材料に準じるもの(19品目)」の取り扱いがあいまいであるため、指導が難しい
13	15	機器の整備不足や検査期間の不足がある
14	14	監視側の人手不足
15	11	監視の件数が多く、指導が十分にできない
	11	製造業者においては輸入品の調査が難しく情報を得られないため、指導も難しくなっている
17	10	監視員が、食物アレルギーの情報を持っていないため消費者からの問い合わせへの対応が不十分に
	10	消費者への情報提供のツールと機会がない
	10	原材料が非包装食品や運搬容器で納入されている場合があり、特定原材料等に関する情報がない
	10	法律によって相談窓口が異なることで混乱を生じる
21	9	表示のルールが複雑であるため、消費者への説明が難しい
22	7	販売店は関心と理解が低いため指導が難しい
23	5	コンタミの判断が難しく指導が難しい
24	4	監視員の能力の差がある(知識など)
	4	表示が必要となる特定原材料等の量をどのように確認するかわからない
	4	販売店は商品に関する情報を入手していないため指導が難しい
	4	非許可業者が原材料を製造しており、指導が難しい
28	3	監視員には食物アレルギーに関する知識が不足している
	3	監視の際に原材料に関する情報を教えてもらえない場合があり、指導ができない
30	2	製造業者や販売業者は、種々の法律や表示に関する知識が不足している
	2	消費者は食物アレルギーに関心がないと思っている業者がいる
32	1	伝達講習の限界がある
	1	アレルギー表示のルールについて決定された経緯がわからず、業者への説明が難しい(代替表記など
	1	一括表示と個別表示の選択に関して指導がしづらい

「アレルギー表示」に関する質問紙調査(第1回)

質問: 平成14年4月より食品衛生法において加工食品のアレルギー表示が義務づけられました。実際に、今後、食品衛生監視員のみなさまが「営業者教育、消費者への情報提供、製造所や販売店での監視等を実施する際に問題となると思われる点」について7項目までを記入してください。各項目についてはその理由についても記入してください。

例: 項目: 原材料を他の業者から仕入れて製造している場合、指導が難しい。
理由 原材料の記録についての確認はできたとしても、その場において、その表示が正しいか判断するのは難しい。また、原材料の記録が十分でなく、そこから指導しなければならない場合もある。

項目: _____
理由 _____

項目: _____
理由 _____

項目: _____
理由 _____

項目: _____
理由 _____

項目: _____
理由 _____

項目: _____
理由 _____

項目: _____
理由 _____

第1回質問紙調査結果

番号	項目
1	監視員が、食物アレルギーの情報を持っていないため消費者からの問い合わせへの対応が不十分になる
2	表示のルールが複雑であるため、消費者への説明が難しい
3	機器の整備不足や検査期間の不足がある
4	製造記録等の確認が必要となるなど、監視に要する時間が長くなる
5	監視の件数が多く、指導が十分にできない
6	監視側の人手不足
7	健康被害の苦情の場合、食品やアレルギーによるものかの確認が困難
8	監視員はアレルギー表示の監視をどのようにするのかわかっていない
9	監視員の能力の差がある(知識など)
10	テキスト・資料などが不足している
11	伝達講習の限界がある
12	監視員には食物アレルギーに関する知識が不足している
13	食品衛生法以外の管轄外の法律に関する情報が不足している(知識がない)
14	消費者への情報提供のツールと機会がない
15	監視には、管轄外の法律の領域まで立ち入る必要が生じている
16	アレルギー表示のルールについて決定された経緯がわからず、業者への説明が難しい(代替表記など)
17	「特定原材料に準じるもの(19品目)」の取り扱いがあいまいであるため、指導が難しい
18	製造記録の信憑性を確認することができない
19	日本標準商品分類にない原材料(輸入品など)が多数あるため、指導が難しい
20	原材料と製造過程に関して全てを理解することが難しい
21	原材料と製造過程に関して全てを理解していないと表示の正確性を判断できない
22	監視の際に原材料に関する情報を教えてもらえない場合があり、指導ができない
23	小規模製造業者への指導が難しい
24	コンタミ防止の指導が、洗浄方法などのガイドラインがないため難しい
25	表示が必要となる特定原材料等の量をどのように確認するかわからない
26	微量混入に対してその場で迅速に検査ができないため指導が難しい
27	コンタミの判断が難しく指導が難しい
28	一括表示と個別表示の選択に関して指導がしづらい
29	製造記録などを見てもキャリーオーバーの確認が難しい
30	表示のルールが難しい(表示の順番、代替表記、省略表記、など)
31	一元管理で表示をしているシステムの場合、製造者への指導に限界がある
32	原材料が非包装食品や運搬容器で納入されている場合があり、特定原材料等に関する情報がない
33	日替わり弁当や詰め合わせ商品の表示に関する指導が難しい
34	製造業者や販売業者は、種々の法律や表示に関する知識が不足している
35	法律によって相談窓口が異なることで混乱を生じる
36	販売店は関心と理解が低いため指導が難しい
37	販売店は商品に関する情報を入手していないため指導が難しい
38	消費者は食物アレルギーに関心がないと思っている業者がいる
39	非許可業者が原材料を製造しており、指導が難しい
40	製造業者に記録を残す習慣が不足している
41	表示担当者の表示に関する知識が不足している
42	製造業者においては輸入品の調査が難しく情報が得られないため、指導も難しくなっている

回答用紙

調査結果一覧から「営業者・消費者教育や情報提供、監視などを実施する際に問題となる点」を、その問題度が高い順に7つ選び、項目番号を記入してください。また、その選択した理由についても記載してください。

問題点	項目番号	選択理由
第1位		
第2位		
第3位		
第4位		
第5位		
第6位		
第7位		

回答用紙

順位づけされた結果から、再度お考えいただき、「営業者・消費者教育や情報提供、監視などを実施する際に問題となる点」を、その問題度が高い順に再度7つ選び、項目番号を記入してください。この調査は確認のためにおこなっています。この結果にもとづき最終順位を決定いたします。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
項目番号							

厚生労働科学研究費補助金（食品・化学物質安全総合研究事業）
分担研究報告書

食品衛生から捉えたアレルギー表示に関する課題（２）保健所からの視点

主任研究者 丸井 英二 順天堂大学医学部公衆衛生学教室 教授
分担研究者 堀口 逸子 順天堂大学医学部公衆衛生学教室 助手

研究要旨

保健所とその支所がこれまでアレルギー表示にどのように対応し、先行研究で明確となった課題がどのくらい発生しているのか量的に把握することを目的として質問紙調査を実施した。その結果、情報提供としては食品製造・販売業者に対してはパンフレット配布が最も多かった。消費者について情報提供の機会が少ない状況であった。アレルギー表示の監視は実施されていたのが約80%前後であった。しかし、監視に必要な監視員の知識修得についてはその媒体が十分ではなく、諸課題に対する保健所内の対応に不統一性が伺えた。また保健所間においてもそれが見られた。また検知の機材も不十分であった。アレルギー表示が広く理解され、また制度が遵守されるためにはさまざまな課題があり、今後改善していく必要があることが示唆された。

A 研究目的

食品衛生業務担当者を対象として実施したデルファイ法による質的調査によって、アレルギー表示における44項目の問題点が抽出された（1）。この結果を踏まえ、各保健所がアレルギー表示に対してこれまでどのように対応したか等現状を把握するために量的調査を実施した。

B 研究方法

全国食品衛生行政担当者名簿に掲載されている機関のうち、保健所とその支所671カ所を対象とした質問紙調査を実施した。平成15年3月に、24項目からなる質問紙を郵送にて配布回収した。回答者は特に指定していない。質問紙の構成は、情報提供の機会、監視の実施、問い合わせの有無、監視員の知識修得のための資料整備、情報提供媒体の整備、対応マニュアルの有無、対処の統一性、検知のための機材整備、からなる。

C 結果

回収率は82.6%であった。

管轄地域の総人口としては、10万人未満が最も多く、35.4%、ついで10万以上20万人未満27.6%、20万以上30万人未満16.1%で、30万人未満が全体の80%を占めていた。食品衛生監視対象の製造業者数では、200以上が全体の74.2%を占めていた。販売業者数は500以上が全体の75.7%を占めていた。食品衛生監視において専任者数としては、専任者がまったくいないのは全体の10.7%、1人が最も多く16.7%、ついで2人、14.2%、4人12.2%であった。兼任者数では、兼任者がまったくいないのは全体の10.8%であった。もっとも多いのは2人21.2%、ついで3人16.9%、1人16.7%であった。

1) 情報提供の機会

製造業者に対して、その機会がなかったと回答したものが4件あった。提供媒体としては、パンフレット配布78.3%が最も多く、次いで窓口での相談68.6%、講習会・説明会が50.7%であった。異なるテーマでの講習会や説明会の一部の利用も54.6%であった。電話相談窓口の